

経済産業省

輸出注意事項 22 第 30 号
平成 22・08・31 貿局第 3 号

輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドラインの一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 22 年 9 月 3 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

輸出者等が「明らかなとき」を判断するガイドラインの一部を改正する通達

輸出者等が「明らかなとき」を判断するガイドライン（平成 15 年 4 月 15 日付け平成 15・04・01 貿局第 1 号・輸出注意事項 15 第 18 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 22 年 9 月 3 日から施行する。

輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドラインの一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン（平成15年4月15日付け平成15・04・01貿局第1号・輸出注意事項15第18号）

改正案	現 行
<p data-bbox="226 432 1088 512">輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 記</p> <p data-bbox="226 528 405 560">1～15 （略）</p> <p data-bbox="226 576 712 608">〔外国ユーザーリスト掲載企業・組織〕</p> <p data-bbox="226 624 1088 943">16 <u>外国ユーザーリスト（平成22・08・31貿局第3号）</u>に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成17・03・30貿局第7号）等を参照のこと）が一致しないこと。</p> <p data-bbox="226 959 349 991">17 （略）</p>	<p data-bbox="1111 432 1973 512">輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 記</p> <p data-bbox="1111 528 1290 560">1～15 （略）</p> <p data-bbox="1111 576 1597 608">〔外国ユーザーリスト掲載企業・組織〕</p> <p data-bbox="1111 624 1973 943">16 <u>外国ユーザーリスト（平成22・07・22貿局第4号）</u>に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成17・03・30貿局第7号）等を参照のこと）が一致しないこと。</p> <p data-bbox="1111 959 1234 991">17 （略）</p>